

第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務委託 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(委員会の設置)

第1条 第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる者で構成し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長は、別表1のとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。
この方法で順位が決しないときは、委員長が決するところとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、業務委託契約を締結した日に、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

役職名	職名・所属
委員長	商工観光スポーツ部長
副委員長	商工観光スポーツ部スポーツ推進課長
委員	政策部政策経営課長が指名する者
委員	保健医療部健康推進課長が指名する者
委員	安曇野市教育委員会学校教育課長が指名する者
委員	安曇野市教育委員会生涯学習課長が指名する者
委員	安曇野市スポーツ推進審議会長

別表 2 (第 6 条関係)

第 2 次安曇野市自転車活用推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査基準

項 目		評価基準	配点
企画提案全体	理解度	現行計画の内容や、本市の現状、課題を十分に理解しているか、求められる内容を適切に理解しているか	20
	実現性	次期基本計画策定の方向性は具体的で有効か	20
	専門性	高度な知見や専門性の高い提案がされているか	20
	独自性・意欲	業務を充実させる有益な独自の提案、意欲があるか	20
策定支援体制	体制	業務スケジュール手順と組織体制は的確か	20
計			100